

## 内閣府令第十五号

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十二条の二の規定に基づき、上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令の特例に関する内閣府令を次のように定める。

平成十五年三月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令の特例に関する内閣府令  
第一条 発行会社が取引所有価証券市場において上場等株券の買付け等を行う場合には、上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第七十二号。以下「上場等株券の売買等に関する内閣府令」という。）第二条の規定の適用については、同条中「当該各号」とあるのは「当該各号（第二号を除く。）」とし、同条第四号イ中「百分の二十五」とあるのは「百分の百」とする。

第二条 発行会社が店頭売買有価証券市場において上場等株券の買付け等を行う場合（次条に規定する場合を除く。）には、上場等株券の売買等に関する内閣府令第三条の規定の適用については、同条中「当該各

号」とあるのは「当該各号（第二号を除く。）」とし、同条第四号イ中「百分の二十五」とあるのは「百分の百」とする。

第三条 発行会社が店頭売買有価証券市場においてマーケットメイク銘柄に係る上場等株券の買付け等を行う場合には、上場等株券の売買等に関する内閣府令第四条の規定の適用については、同条中「当該各号」とあるのは「当該各号（第二号を除く。）」とし、同条第四号イ中「百分の二十五」とあるのは「百分の百」とする。

第四条 上場等株券の売買等に関する内閣府令第一条第二号から第四号までに掲げる上場等株券の買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う者が当該買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う場合には、上場等株券の売買等に関する内閣府令第五条の規定の適用については、前三条の規定を準用する。

## 附 則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 この府令は、施行の日から起算して三月を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした

行為に対する罰則の適用については、この府令は、その時以後も、なおその効力を有する。

3 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。